

徳島県告示第百八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により認可の申請のあつた土地改良事業計画の変更については、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により次のとおり公告し、変更後の土地改良事業計画書及び定款の写しを縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 申請人

新野土地改良区

二 地区名

新野地区

三 縦覧期間

令和八年四月十五日から

令和八年五月十八日まで

四 縦覧場所

阿南市役所